

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区備後町2-4-6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

棚卸資産の評価方法

Q : 平成19年度改正で棚卸資産の評価方法が変更になっているとか。どのようになったのですか？

A : 原則的には時価により計上しますが、経過的に再調達原価と取得価額と比較して簿価の引下げができるようになっています。

【解説】

会計では、販売目的で保有する棚卸資産は、取得価額をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価より下落しているときは、その正味売却価額をもって貸借対照表価額とするとされていることから、税務でもこれに合わせるような改正がなされています。

ただし、低価法を選定している法人が、平成19年4月から平成20年3月までに開始する事業年度において、次の要件に該当するときは、再調達原価によって取得原価と比較することが認められています。

- ① その棚卸資産の経過事業年度終了の時に
おける再調達原価が原価法により評価した
価額に満たないものであること
- ② 経過事業年度においてその事業の種類及
び資産の区分に属する棚卸資産について
原価法を選定していないこと
- ③ その棚卸資産について、その確定した決算
の基礎となった棚卸資産の受入れ及び払
出しに関する帳簿に、その後の各事業年度
における棚卸資産の評価額の計算の基礎
とすべきものとしてその再調達原価を記
載したこと

